

産業グループ

森林環境交付金事業として、県産間伐材を使用した木製テーブルと木製ベンチが、五社山展望台と二ツ沼総合公園に設置されました。ご利用ください。



二ツ沼総合公園  
ベンチ 3基



五社山展望台  
テーブル 1基  
ベンチ 2基

平年金事務所

20歳になったら  
忘れずに国民年金の  
加入手続きを

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害を負うなど思いがけない人生の「万が一」をサポートする公的年金制度です。  
国が責任をもって運営するとても有利で安心な制度であり、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されています。  
●義務と権利  
日本国内にお住まいの20歳から

60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、また年金を受け取る権利があります。  
●加入の手続き  
学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。  
サラリーマンや公務員などの第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。  
●保険料の猶予・免除  
国民年金の第1号被保険者の平

成22年度の保険料額は、月額15、100円です。  
学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。  
この申請を行わないまま国民年金保険料が未納となつてしまうと、老後の年金を受け取れなかったり、年金額が低くなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金などが受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。  
「学生納付特例制度」は、学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。  
また、学生以外の一般の自営業者の方などで、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときにより保険料の納付が困難なとき「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。  
申請手続きなど、詳しくはお住まいの市区町村役場、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

浜児童相談所

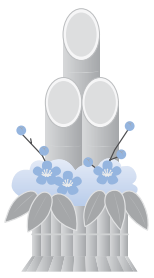
里親まめ知識講座  
家庭での子育てを考える  
集い

里親制度についての説明や、里親さんの体験談が聞ける講座を開催します。

- とき 2月8日(火)  
午後1時30分～午後4時
- ところ 福島県いわき合同庁舎  
3階会議室
- 対象 里親制度に興味、関心のある方
- 定員 20人(先着順)
- 参加費 無料
- 申込期間 1月4日(火)～1月31日(月)  
定員になり次第、締切

福島県浜児童相談所

〒02446-2813 3346  
(平日 午前8時30分～午後5時15分)  
FAX 0246-2812624  
E-mail: hamajisou@pref.fukushima.jp



〒0246-2315 6111  
\*日本年金機構ホームページ  
http://www.nenkin.go.jp/

火災多発期! 防火対策に努めましょう!!

『消したかな』あなたを守る 合言葉 2010年度 全国統一防火標語

富岡消防署

多発するストーブ火災に注意!

暖房器具の中でもストーブによる火災は、毎年火災原因の上位となっています。そのほとんどは、「使用者の不注意」によるものです。

どんな種類のストーブでも火災につながる可能性がありますので、正しい使用方法を心がけましょう。

【ストーブを使用する際の注意点】

- ストーブ上や周囲には、洗濯物を干さない。
- ストーブをつけたまま寝ない。外出しない。
- スプレー缶などをストーブのそばに置かない。
- 給油をする際には、必ず火(電源)を消してから行う。



子どもには火遊びをさせない!

火遊びによる火災のうち、ライターが原因となっているものが多く発生しています。

子どもたちの大切な生命を火災から守るためにも、ライター等の取り扱いには十分注意しましょう。

【火遊びによる火災防止のポイント】

- ライターやマッチ等を子どもの手の届く場所に置かない。
- 子どもだけで火を取扱わせない。
- 火災の恐ろしさについて、きちんと説明する。
- 子どもだけを残して外出しない。



住宅用火災警報器の設置期限が迫る!

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。皆さんのお宅には、設置済みですか?

双葉郡内でも「付けていて本当によかった。」という事例が報告されていますので、早期設置を心がけ、尊い家族を火災から守りましょう!



平成23年5月31日まで  
残り151日  
(平成23年1月1日現在)

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 榎葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119

2月より確定申告が始まりますが、添付書類の紛失のため控除を受けられなかったという話をよく耳にします。

社会保険料控除証明書を紛失してしまったときは

国民年金では、納めた保険料が「社会保険料控除」として全額控除の対象となりますが、この保険料の金額を証明する「社会保険料控除証明書」は、申出により再発行することができます。  
証明書が手元に届かない、あるいは紛失してしまった場合は、年金手帳など基礎年金番号を「用意の上で日本年金機構の専用ダイヤル(☎0570-070117)へご連絡をお願いします。連絡を受けてから一週間ほどで証明書が送られます。また、お急ぎの方は、最寄りの年金事務所でも証明書の再発行が可能です。確定申告へお越しの前に、控除証明書などのご確認をお願いします。

控除証明書専用ダイヤル受付時間

- ◆月～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分。  
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は、午後7時まで受け付けします。
- ◆第2土曜日  
午前9時30分～午後4時。
- ※一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。
- IP電話などの場合は、☎03-6700-1130へおかけください。
- ※祝日はご利用できません。

公的年金などの源泉徴収票が交付されます

●老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険などの公的年金などの老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます(障害年金・遺族年金は課税されません)。  
公的年金などの支払者(厚生労働省・各共済組合)は、所得税が老齢年金などから源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金などを受けている方々全員に「公的年金などの源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付します。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構は、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に平成22年分の源泉徴収票を作成し、平成23年1月末日までに届くよう、平成23年1月上旬から順次送付します。  
源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料額、国民健康保険料および長寿医療保険料、源泉徴収税額および控除内容)となっています。  
なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払額が158万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。  
●確定申告の際に必要  
2つ以上の年金の支払者に扶養